

# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、  
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和六年二月四日（日）	聖学院大学（埼玉県上尾市戸崎一番一号）

### 二 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、  
看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

### 三 受験資格

次のイからトまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学  
大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和六年三  
月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した  
准看護師養成所を卒業した者（令和六年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学  
大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短  
期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（  
令和六年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ニ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学  
大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者  
（令和六年三月に修業する見込みの者を含む。）

ホ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県  
知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和六年三月に卒業する見込みの  
者を含む。）

ヘ 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に  
相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣がハからホまでに掲げる者と同等以  
上の知識及び技能を有すると認めたもの

ト 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、へに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

#### 四 受験手続

##### イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する書類を、埼玉県准看護師試験センター（印西郵便局 私書箱七号）宛に簡易書留により郵送すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/goannai.html>）で案内する。

##### ロ 受付期間

令和五年十二月四日（月）から十二月八日（金）まで

#### 五 試験手数料

六千九百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

#### 六 合格発表の場所及び期間

##### イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和六年三月八日（金）午前十時から午後五時まで

##### ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/goannai.html>）掲載

令和六年三月八日（金）午前十時から四月八日（月）午後五時まで